

明石市	習志野市	小野市
<p>明石市手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例</p>	<p>習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆きずなを深め、互いに心を通わせるまちづくり条例</p>	<p>小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例</p>
<p>手話は言語である</p> <p>すべての人は、さまざまな人と出会い、言葉を交わし、自分の生活にかかわる人の多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活をおくる権利を有している。しかし、現実には、多くの障害者にとってはコミュニケーション手段の選択の機会が制限され、困難な状態におかれている。</p> <p>中でも、ろう者にとっては、ろう教育において口話法が長年にわたって行われ、その結果、ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止され、ろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史をもつ。</p> <p>平成18年に国際連合で採択され、平成26年1月に日本が批准したことにより、同年2月に日本国内で発効された障害者の権利に関する条約は、定義において、言語には、音声言語だけではなく、「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとした。</p> <p>同条約で手話が言語として明確に定められたことで、手話がろう者にとって欠かすことができない生活上のコミュニケーション手段であることが国内外で認められることになった。</p> <p>多様なコミュニケーション手段の促進のために</p> <p>障害者の権利に関する条約は、コミュニケーション手段には手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段があるとし、同条約の趣旨を反映した障害者基本法の改正は、コミュニケーション手段の選択と利用の機会が確保されていない障害者に大きな変化をもたらし、自立と社会参加に大きな扉を開くものとなった。</p> <p>その一方で、明石市において、実際には障害の特性や障害者のニーズに応じたコミ</p>	<p>私たちが目指すのは、障がいのある人もない人も、誰もが当たり前に心を通わせ、理解し合える住みやすい社会である。人と人とが心を通わせるには、共通の言語を基盤とした十分な情報の取得やコミュニケーションをするための手段が必要であるが、障がい等により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもいる。</p> <p>障がい者は、生活の様々な場面において、必要な情報へのアクセス及びコミュニケーションの困難さを経験している。情報とコミュニケーションは、生活の基礎として重要であるため、手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談等障がい者が容易に利用できる情報と意思の伝達手段や人との関わりを通じた伝達手段を使用することが不可欠であり、情報保障とコミュニケーションの保障のための施策が必要である。</p> <p>また、手話は言語であり、ろう者にとっては物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造するものである。ろう者は、手話を大切に育んできたが、全国的に手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。ろう者が安心した生活を送るためには、手話をいつでも自由に使用できる環境の整備が必要である。</p> <p>このような認識に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障とコミュニケーションの保障をするとともに、言語として手話を自由に使用できる環境の整備を図ることにより、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>言語は、人々がお互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話もまた、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとってお互いの気持ちを理解し合い、豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。</p> <p>しかし、これまで言語として手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を抱えながら生活してきました。</p> <p>こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語として位置付けられ、ろう者が安心した生活を送るためにも、手話をいつでもどこでも自由に使用できる環境を整備していくことが求められています。</p> <p>また、ろう者に限らず全ての障害者にとって分け隔てなく容易に情報を得ることができ、意思疎通を十分に図ることのできる環境を整備することは日常生活や社会生活を送るうえで不可欠であります。</p> <p>ここに私たちは手話を言語として確立するとともに、障害者が必要とする手話、要約筆記、点字等の意思疎通手段の普及を促進することにより、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するため、この条例を制定します。</p>

明石市	習志野市	小野市
<p>コミュニケーション手段の選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えず、地域社会で暮らす人と人との初歩的な関係づくりに日常的な困難をきたしている人たちが少なくない。こうした障害者のコミュニケーションの権利を実現するためには、障害者の権利に関する条約の理念を広く市民と共有する不断の努力が必要である。</p> <p>多様な人と人との出会いと相互理解の第一歩がコミュニケーションであることをすべての市民が確認し合い、そのことをもって、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にしよう共生のまち－明石市づくりを推進する新しいスタートラインとするため、この条例を制定する。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進することにより、障害のある人がその障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、もって障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図ることにより、障がいのある人もない人も、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話等意思疎通手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障害者の意思疎通の促進を図り、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解し合い、市民がお互いに一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 すべての手話等コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人とない人とが相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。</p> <p>2 手話等コミュニケーション手段を利用する人（以下「利用者」という。）が有している、障害の特性（以下「障害特性」という。）に応じてコミュニケーション</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。</p> <p>(1) 障がい者の基本的人権の尊重又は擁護に当たり、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること。</p> <p>(2) 手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障すること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 手話等意思疎通手段の普及及び利用機会の確保は、障害のある人とない人とが相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。</p> <p>2 手話の普及等は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであることを理解するとともに、手話が言</p>

明石市	習志野市	小野市
<p>を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。</p> <p>3 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。</p>	<p>(3) 障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、協働すること。</p>	<p>語であるとの認識のもとに推進されなければならない。</p>
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。</p> <p>(3) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(4) 手話等コミュニケーション手段 独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。</p> <p>(5) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいう。</p> <p>(6) コミュニケーション支援従事者等 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）及び盲ろう者向け通訳・介助者並びに知的障害者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号の障害及び同条第2号に規定する社会的障壁（以下「社会的障壁」という。）により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</p> <p>(2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号の障害者をいう。</p> <p>(3) 手話、点字等の伝達手段 手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談その他の障がい者が容易に利用できる情報及び意思の伝達手段をいう。</p> <p>(4) ろう者 耳が聞こえない者のうち、手話により日常生活を送る者をいう。</p> <p>(5) 市民活動団体 特定非営利活動法人その他の市民等で構成される営利を目的としない団体で、主に市内において活動を行うものをいう。</p> <p>(6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し事業を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人をいう。</p> <p>(7) 情報保障 情報の取得及び利用の機会を保障し、自己実現の価値を認めることをいう。</p> <p>(8) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、理解し合い、意味を分かち合い、信頼関係及びつながりを築くことをいう。</p> <p>(9) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。</p> <p>(2) 手話等意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、代筆及び代読、触手話その他障害者が日常生活又は社会生活を行ううえで必要とされる補助的及び代替的に利用できる情報と意思の伝達手段をいう。</p> <p>(3) 意思疎通支援従事者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）等障害者の意思伝達を支援又は補助する者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。</p>

明石市	習志野市	小野市
又は発達障害者等への伝達補助等を行う支援従事者等をいう。	施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。	
	<p>(連携及び協働)</p> <p>第4条 市、市民、市民活動団体及び事業者は、次条から第7条までに規定する責務を踏まえ、相互に連携及び協働を図り、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進のための社会環境の整備に関する施策又は活動を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図るため、国、他の地方公共団体等との連携及び協働に努めるものとする。</p>	
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。</p> <p>(1) 公的機関及び事業者が合理的な配慮を行うことができるよう支援すること。</p> <p>(2) 障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者の協力を得て、手話等コミュニケーション手段の意義及び基本理念に対する市民の理解を深めるための取組を行うこと。</p> <p>(3) 障害者が地域社会において手話等コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備を促進すること。</p> <p>(4) 利用者、コミュニケーション支援従事者等その他の関係者が、手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするために行う調査及び研究並びにその成果の普及に協力すること。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、市が策定する長期計画その他各種計画との整合性を図りながら、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解に関する合理的配慮を行うものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、障害者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関する施策を推進するものとする。</p>

明石市	習志野市	小野市
<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性並びに手話が言語であることを理解し、障がい者の情報の取得及び利用並びにコミュニケーションにおける合理的配慮を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるとともに、コミュニケーション支援従事者等と連携し、障害者が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(市民活動団体及び事業者の責務)</p> <p>第7条 市民活動団体及び事業者は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進に関する合理的配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 市民活動団体及び事業者は、他者が行う第1条の目的を達成するために必要な活動及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話等意思疎通手段の活用によって障害者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</p>
<p>(施策の策定方針)</p> <p>第7条 市長は、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、次に掲げる施策を策定するものとする。</p> <p>(1) 手話等コミュニケーション手段に関する必要な情報提供その他の手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策</p> <p>(2) コミュニケーション支援従事者等の配置の拡充及び処遇の改善その他のコミュニケーション支援従事者等の確保に関する施策</p> <p>(3) その他手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策</p> <p>2 市長は、前項に規定する施策を策定する場合においては、明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴き、そ</p>	<p>(障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障に関する施策)</p> <p>第8条 市は、第5条第1項の規定に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 障がい者が利用又は選択する手話、点字等の伝達手段によるコミュニケーションの円滑化を図ること。</p> <p>(2) 障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成をすること。</p> <p>(3) 障がい者に対し教育、療育、選挙、職業選択、文化芸術活動、スポーツ活動その他社会生活のあらゆる場面で、障がいのない人と等しく情報保障をすることにより、障がい者がコミュニケーションを図ることができる環境を整備すること。</p> <p>(4) 災害時における緊急情報を、障がい</p>	<p>(施策の推進方針)</p> <p>第7条 市は、第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を小野市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）の中の施策として位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>(1) 手話等意思疎通手段への理解及びその普及のための施策</p> <p>(2) 障害者が手話等意思疎通手段を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策</p> <p>(3) 意思疎通支援従事者の確保及び養成のための施策</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策</p> <p>2 市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、障害者、意思疎通支援従</p>

明石市	習志野市	小野市
<p>の意見を尊重するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による施策を策定した場合は、当該施策を明石市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。</p>	<p>者の障がいの種類及び特性に応じ迅速かつ的確に伝達すること。</p> <p>(5) 障がい者の情報通信並びに放送による情報の取得及び利用を促進すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るために必要な施策</p>	<p>事者その他関係者の意見を聴くための協議の場を設けなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項各号に規定する施策について、毎年実施状況を公表するものとする。</p>
<p>（財政上の措置）</p> <p>第8条 市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>		<p>（財政上の措置）</p> <p>第11条 市は、第7条第1項各号に規定する手話等意思疎通手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>
<p>（手話を学ぶ機会の提供）</p> <p>第9条 市は、ろう者、手話通訳者、公的機関及び事業者と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するものとする。</p> <p>2 市は、公的機関及び事業者が手話に関する学習会等を開催する場合において、当該学習会等を支援するものとする。</p>	<p>（手話の普及及び理解の促進に関する施策）</p> <p>第9条 市は、第5条第1項の規定に基づき、手話の普及及び理解の促進を図るため、ろう者、手話通訳に携わる者及び関係者と協力して次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 市民に手話を学ぶ機会を提供することにより、手話を普及し、手話に対する理解を促進すること。</p> <p>(2) ろう者が手話を学び、使用する機会の確保に努めること。</p> <p>(3) ろう者が市の実施する講座等を手話により受講できる環境の整備を行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、手話の普及及び理解の促進を図るために必要な施策</p>	<p>（手話等意思疎通手段を学ぶ機会の提供等）</p> <p>第8条 市は、障害者、意思疎通支援従事者、公的機関、事業者等と協力して市民に手話等意思疎通手段を学ぶ機会を提供するものとする。</p> <p>2 市は、公的機関及び事業者等が手話等意思疎通手段に関する学習会等を開催する場合において、その支援を行うものとする。</p>
<p>（手話を用いた情報発信等）</p> <p>第10条 市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信を推進するものとする。</p>		<p>（手話等意思疎通手段を用いた情報発信）</p> <p>第9条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話等意思疎通手段を用いた情報発信を推</p>

明石市	習志野市	小野市
<p>2 市長は、市が主催する講演会等に手話通訳者を配置するものとする。</p> <p>3 市長は、地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等に手話通訳者を派遣するものとする。</p> <p>4 市長は、ろう者が手話を身近に使うことができる環境及び手話による情報を入力することができる環境を整備するため、手話通訳者の派遣及びろう者に対する相談支援活動の支援等を行うものとする。</p>		<p>進するものとする。</p>
<p>(手話通訳者等の確保及び養成)</p> <p>第11条 市は、ろう者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、手話を使うことができる者及びその指導者の確保及び養成を行うものとする。</p>		
<p>(学校における手話の普及)</p> <p>第12条 市は、学校において、ろう児童生徒が手話で学ぶことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民が手話に関する理解を深めるため、学校教育における手話の普及啓発を行うものとする。</p>		<p>(学校における理解等の啓発)</p> <p>第 10 条 市は、学校教育における手話等意思疎通手段への理解及びその普及啓発並びに市内の小学校、中学校及び特別支援学校に在籍する聴覚障害等の児童生徒に対し、手話等意思疎通手段による学習支援に努めるものとする。</p>
<p>(要約筆記等を学ぶ機会の提供)</p> <p>第13条 市は、手話等コミュニケーション手段のうち、要約筆記、点字又は音訳(以下「要約筆記等」という。)を必要とする障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者と協力し、市民に要約筆記等を学ぶ機会を提供するものとする。</p>		
<p>(要約筆記等を利用するための環境整備)</p> <p>第14条 市は、障害者が要約筆記等を身近に使うことができる環境及び要約筆記等</p>		

明石市	習志野市	小野市
<p>による情報を入手することができる環境を整備するため、次に掲げる事項についての取組を推進するものとする。</p> <p>(1) 要約筆記等に係るコミュニケーション支援従事者等の派遣及び要約筆記等による情報の利用に関する相談支援活動の支援等</p> <p>(2) 市が主催する講演会等における要約筆記者の配置</p> <p>(3) 地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等への要約筆記者の派遣</p> <p>(4) 市の広報活動及び公的機関が障害者に送付する文書通知等における点字サービス及び音訳サービスの提供</p> <p>(5) その他要約筆記等を利用できるようにするための環境整備に必要な事項</p>		
<p>(要約筆記者等の確保及び養成)</p> <p>第15条 市は、要約筆記等の手話等コミュニケーション手段を利用する障害者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、要約筆記者、点訳者及び音訳者の確保及び養成を行うものとする。</p>		
<p>(多様な障害者のコミュニケーション手段に対する支援及び配慮)</p> <p>第16条 市は、日常生活又は社会生活において、障害特性に応じたコミュニケーション手段が障害者の年齢及び障害の種別又は状態等に応じてきわめて多様であることに鑑み、手話及び要約筆記等以外の手話等コミュニケーション手段について、利用の促進に関する施策を推進するものとする。</p> <p>2 市は、触手話、指点字その他の盲ろう者のコミュニケーション手段を利用する場合に必要なコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。</p>		

明石市	習志野市	小野市
<p>3 市は、次に掲げる手話等コミュニケーション手段の利用について支援を行うとともに、これらに対する市民の理解を促進するための取組を行うものとする。</p> <p>(1) 知的障害及び発達障害の特性を踏まえた、平易な表現によるわかりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるコミュニケーション手段</p> <p>(2) 代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）及び重度障害者用意思伝達装置等（重度の両上下肢障害及び音声・言語機能障害により使用するものであって、まばたき等により操作するものをいう。）によるコミュニケーション手段</p> <p>(3) その他障害者のコミュニケーション手段として必要な手段</p>		
<p>（明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会）</p> <p>第17条 手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策について協議するため、協議会を置く。</p> <p>2 協議会は、第7条第1項に規定する施策の策定について意見を求められた事項について、市長に意見を述べる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、協議会は、この条例の施行に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>4 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 障害者</p> <p>(2) コミュニケーション支援従事者等</p> <p>(3) 手話等コミュニケーション手段について優れた識見を有する者</p> <p>(4) 公募による市民</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める者</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		

明石市	習志野市	小野市
		(委任) 第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)</p> <p>第 2 章 手話言語の確立 (第 9 条—第 12 条)</p> <p>第 3 章 要約筆記・点字・音訳の促進 (第 13 条—第 15 条)</p> <p>第 4 章 多様な障害者のコミュニケーション手段の利用促進 (第 16 条)</p> <p>第 5 章 明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会 (第 17 条)</p> <p>附則</p>		